



令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（設備の高効率化改修支援事業）
熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業

公募説明会資料【熱利用事業】

令和2年5月
一般財団法人 栃木県環境技術協会

Ⅱ 熱利用事業（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 留意事項等
4. 記入例

熱利用事業 目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 留意事項等
4. 記入例

1. 補助事業の目的と性格

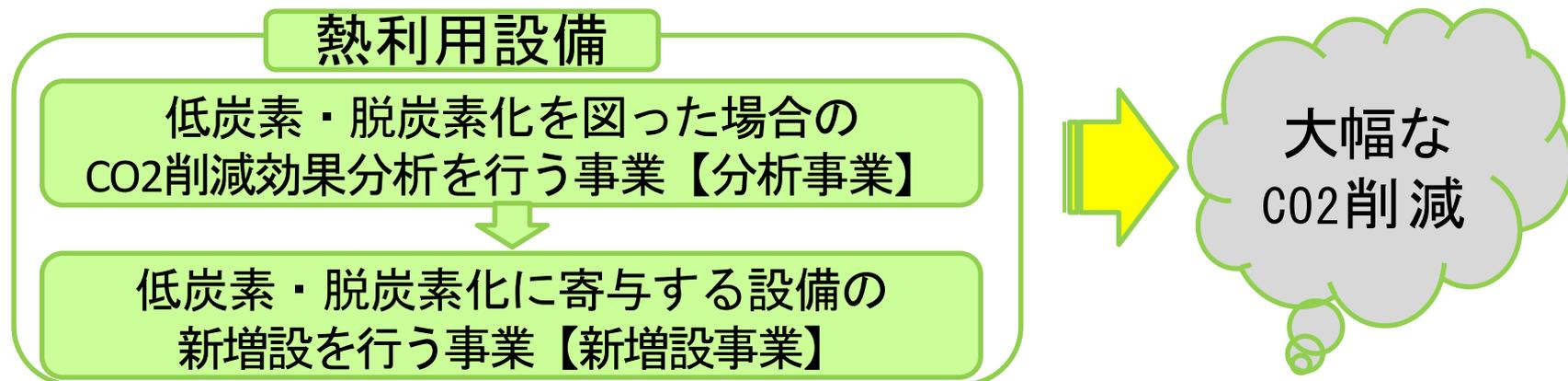
本補助事業は・・・

我が国のエネルギー消費量の4分の3はエネルギーが熱として使われており、この分野の低炭素・脱炭素化方策の確立が急務となっています。

熱利用分野を低炭素・脱炭素化する方策としては、各国において電源の再エネ主力化を見据えた電気式設備の導入や再エネ熱の利用による熱源の確保が進められています。

特に世界的にはモビリティをはじめとして電動化という形で運輸部門の低炭素・脱炭素化が進んでいますが、我が国においては、モビリティはもとより熱利用分野の低炭素・脱炭素化が進んでいません。

そこで、本事業により幅広い主体に**熱利用分野での低炭素・脱炭素化**を促し、CO2削減効果に対する分析や対策手法の普及を目的とします。



熱利用事業 目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 留意事項等
4. 記入例

(1) 対象事業の要件 (公募要領 p.5、6)

【分析事業】

熱利用設備の低炭素・脱炭素化を図った場合のCO2削減効果分析を行う事業

【新增設事業】

熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備の新增設を行う事業

【分析事業】

熱利用設備の低炭素・脱炭素化を図った場合のCO2削減効果分析を行う事業

以下に示す要件①～③をすべて満たす事業

- ① 常温以上の温度帯域を対象とする熱利用設備の新設又は増設を行う場合において、熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する熱利用設備を選定・導入した場合のCO2削減効果分析を行うものであること。
- ② 補助事業の実施により導出されたCO2削減効果分析結果に基づき、熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する設備の新設または増設を前提とした事業であること。

【分析事業】 (つづき)

- ③ 対象事業及び当該設備が、国から他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。

【**新增設事業**】

熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する**設備の新增設**を行う事業

以下に示す要件①～⑥をすべて満たす事業

- ① 常温以上の温度帯域を対象とする熱利用設備の**新設又は増設を行う事業**であること。
- ② 熱利用設備の新設又は増設にあたり、設備導入先の実情（施設の既存設備やインフラ、立地条件、コスト等）に基づき選定・導入されることが妥当であると**合理的に説明可能な熱利用設備と比較し、同等の性能を有し、かつ熱利用の低炭素・脱炭素化に寄与する熱利用設備を導入する事業**であること。

【新增設事業】 (つづき)

- ③ ②に示すCO2削減効果が算定可能な事業であること。
- ④ 当該熱利用設備を最適運転するための管理システムや管理体制を構築し、稼働状況に応じた最適運転を行う事業であること。
- ⑤ 当該熱利用設備が導入後直ちに使用される予定であること。

【【**新增設事業**】】 (つづき)

- ⑥ 対象事業及び当該設備が、国から他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。

本事業における用語の定義

- ① 熱利用設備: 対象を加熱する設備または対象の加熱等に利用する媒体(蒸気、温水、高温空気等)を生成する設備
- ② 新設: 当該施設における熱需要の増加もしくは新規発生に伴い、その熱需要に対応するための熱利用設備を新規に設置する場合
- ③ 増設: 当該施設における熱需要の増加に伴い、その熱需要に対応するために既存設備・システムの能力(生産能力、処理能力等)を増強する目的で、既存設備・システムに追加的に熱利用設備を設置する場合

補助対象となる設備等

■熱利用設備

加熱炉、乾燥炉、蒸気ボイラー、
ヒートポンプ給湯機等

※空調設備、冷暖房設備、事務所用設備は除く

■熱利用設備の稼働に必要な不可欠な付帯設備

受電設備、燃料タンク、貯湯槽等

※ただし、当該熱利用設備のみに利用する付帯設備に限る

■熱利用設備の最適運転を行うために必要な機器

計測器、EMS機器等

(2) 補助金の交付を申請できる者

(公募要領 p. 6)

申請者の要件は以下の(1)、(2)の法人等

- (1) 民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- (2) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者

(3) 補助金の交付額 (公募要領 p.7)

原則として補助対象経費の次の割合を補助する

【分析事業】	—	上限100万円
【新增設事業】	(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合	2分の1 【3分の2】 ※【】は令和元年度からの継続事業のみに適用する
	(2) (1) 以外の者の場合	3分の1

熱利用事業 目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
- 3. 留意事項等**
4. 記入例

(1) エネルギー消費量削減見込み量及び 二酸化炭素削減見込み量の計算方法 (公募要領p. 12)

① 導入する施設・設備の明確化

導入する施設・設備等の概要（設備新設・増設の必要性、エネルギー源、熱源機の仕様、熱利用設備の仕様・規模、最適運転を実現するための管理システムや管理体制等）を明確にする。

② 比較設備の定義

低炭素・脱炭素化を実施する前の比較となる施設・設備等の概要（比較のために選定した根拠、エネルギー源、熱源機の仕様、熱利用設備の仕様・規模等）を既存施設・設備として具体的に定義（仮定）する。

③ 運用の明確化

導入設備における導入後の稼働時間や負荷率等の稼働条件を仮定する。

④エネルギー消費量削減見込み量の算定

③の運用における①導入する施設・設備と②比較設備とのエネルギー消費量を算定し、削減見込み量を算定する。また、①の設備導入において構築された、最適運転するための管理システムや管理体制による最適運転の効果も明確にする。

⑤二酸化炭素の削減見込み量の算定

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈補助事業申請者用〉（平成29年2月環境省地球環境局）」(*)の「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル（G.省エネ設備用）」を環境省のホームページよりダウンロードして算出する。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

熱利用事業 目次

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 留意事項等
4. 記入例

記入例

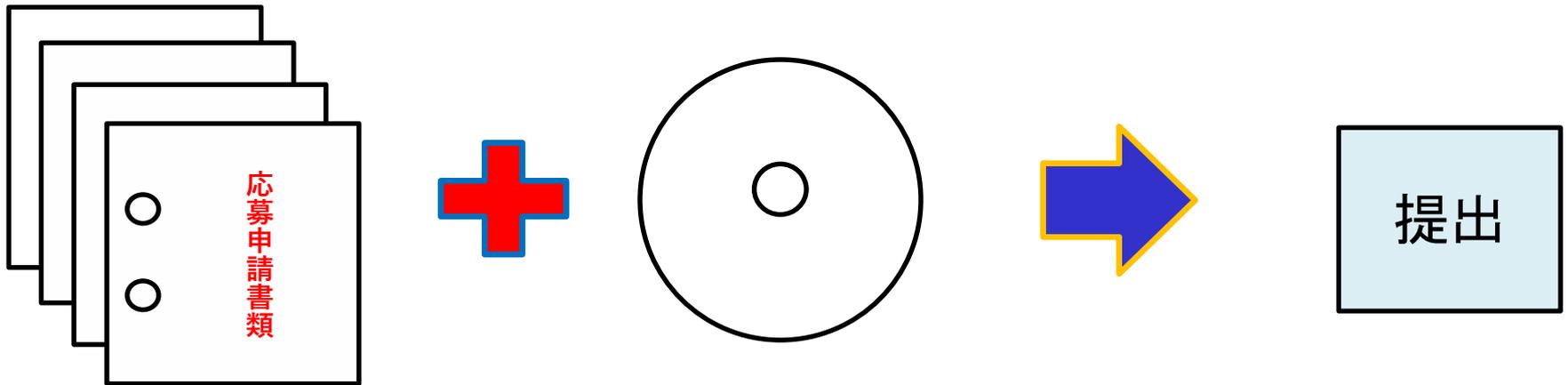
- ◆ 様式 1 応募申請書
- ◆ 様式 1 別紙1-2-1 実施計画書（新增設）
別紙1-2-2 実施計画書（分析）
別紙2-2 経費内訳
- ◆ ハード対策事業計算ファイル（G.省エネ設備用）
- ◆ 見積書（例）

協会ホームページ⇒『設備の高効率化支援事業』ページ⇒『説明会情報』ページに各記入例サンプルを掲載しています。



提出部数

- ◆ 正本：1部
- ◆ 副本：1部（副本は別紙1・別紙2のみ）
- ◆ 番号順にインデックスラベルを付けてファイル
- ◆ 電子媒体(CD/DVD)：1部（正本の内容すべて）
CD/DVDに応募者名・事業名を記入



提出いただいた資料は返却しません



お問い合わせ先

<お問い合わせ先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 補助事業部

mail : tochikankyou.hojo@nifty.com

<質問票>

<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>

- 公募についてのお問い合わせは、協会・補助事業ホームページの『お問い合わせ』ページにフォームを掲載しています。
- 質問事項を記入して『メールを送信する』をクリックするとメーラーが起動します。
- お問い合わせの期間：令和2年6月3日（水）まで